

平成 29 年 3 月 31 日

平成 28 年度福岡県包括外部監査の結果報告書（概要版）

福岡県包括外部監査人 工藤 雅春

平成 28 年度包括外部監査の概要をご報告いたします。

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

3. 監査対象期間

原則として平成 27 年度とし、必要と認めた場合、平成 28 年度及び平成 26 年度以前の年度についても監査対象とした。

4. 監査対象機関（部局）

福岡県の商工振興施策を実施する以下の課、及び関連する以下の財政的援助団体

部局	平成 27 年度（監査対象期間）	平成 28 年度（監査実施時）
福岡県商工部	商工政策課	商工政策課
	中小企業振興課	中小企業振興課
		新事業支援課
	中小企業技術振興課	中小企業技術振興課
	新産業振興課	新産業振興課
	工業保安課	工業保安課
	企業立地課	企業立地課
観光・物産振興課		観光政策課
		観光振興課
財政的援助団体	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター
	福岡県信用保証協会	福岡県信用保証協会

県では平成 28 年度に組織変更を行ったため、監査対象期間である平成 27 年度と監査実施時である平成 28 年度との間で、一部、課の名称・区分が異なっている。

5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

福岡県は、福岡市を中心とする商業や金融、北九州市を中心とする工業などの産業が集積し、「県民経済計算（内閣府）」によると、平成 25 年度の県内総生産（名目）は、18 兆 1,899 億円と全国 9 番目、全国計 508 兆 6,456 億円の 3.6%の経済規模である。

この地域経済を多くの企業・従業者が支えており、「平成 26 年経済センサス-基礎調査」によると、平成 26 年 7 月 1 日現在の福岡県の民営事業所数は、228,345 事業所で全国 8 番目、民営事業所に属する従業者数は 2,237,808 人で全国 6 番目である。

我が国は少子高齢化社会の問題を抱え、人口減少に伴い国内需要の低下が想定されるが、一方でアジア地域の経済成長は著しい。福岡県は、日本で最もアジアに近い大都市圏であるという地理的条件を有しており、近年アジア地域からの旅行者も増加傾向にある。経済のグローバル化が進む中、国内の動きのみならず国外の市場動向を見据えた取組みが必要となっている。

こうした中、福岡県においては、平成 24 年 3 月策定の「福岡県総合計画」において、取組方針の一つとして「活力にあふれた成長力に富んだ経済と雇用の創出」を掲げ、アジアの活力の取り込み、地域経済の活性化に取り組んでいる。

また、福岡県の経済発展と活力の原動力である中小企業の振興を推進するため、平成 27 年 10 月「福岡県中小企業振興条例」を制定し、当該条例に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 年 3 月「福岡県中小企業振興基本計画」を策定した。

経済は、県民の雇用・所得に直結し、県民生活と密接に関わるものであるため、行政が果たすべき役割は大きい。

しかしながら、行政は財政健全化という課題を抱えている。少子高齢化社会の進行に伴い、社会保障費の増大、生産人口の減少、一人当たりの税負担が増加していく中で、将来に対する不安は消費行動に影響を及ぼすため、財政健全化は経済活性化のためにも避けては通れない。一方で、経済活性化の施策は、中長期的に税収の確保につながることで財政健全化に貢献することが期待されるため、施策の充実と財政健全化とのバランスが求められ、より効率的な施策実施が求められる。

そのため、現状の商工振興施策の実施状況を検討し、今後の商工振興施策の適正かつ効率的な実施につなげることが有用であると考え、特定の事件として選定した。

6. 監査の方法

(1) 監査要点

商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業管理について、地方自治法第2条第14項及び15項の規定の趣旨である「住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果」、「組織及び運営の合理化」が達成されるよう実施されているか否かについて、3E（有効性-Effectiveness、効率性-Efficiency、経済性-Economy）、真実性、適法性、公平性の視点から監査を実施した。

(2) 主要な監査手続

(事前調査)

商工振興施策担当各課の事業概要についてヒアリングを実施し、監査対象機関及び事業を選定した。

(監査実施)

関係部署から提供を受けた商工振興施策に関する以下の資料を閲覧し、また、担当者へのヒアリングを実施した。

- ・ 商工振興施策に係る事業管理資料
- ・ 商工振興施策に係る収入・支出関係資料
- ・ 商工振興施策に係る根拠法令、条例、要綱、事務処理要領等
- ・ 県の内部監査時に作成され内部監査部門に提出された資料

7. 監査の実施期間

平成28年7月4日から平成29年3月31日まで

8. 外部監査人及び補助者

	氏名	資格
外部監査人	工藤 雅春	公認会計士
補助者	石橋 幸登	公認会計士
	波多江 誠一	公認会計士
	園田 優志	公認会計士
	村中 政夫	公認会計士
	黒田 高宏	公認会計士
	松尾 恭平	公認会計士試験合格者
	森田 都子	公認会計士試験合格者
	稲吉 浩司	公認会計士試験合格者

第2 監査対象の概要

2. 福岡県の計画

(1) 福岡県総合計画

福岡県では、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となるものとして総合計画を策定している。現行の計画は、平成24年度から平成28年度の5年間を計画期間としている。

この計画では、目指すべき目標を『「県民幸福度日本一」の福岡県』として掲げている。そして、「県民幸福度日本一」の基本である、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させるため、「10の事項」の実現に取り組むとしている。

商工業の競争力の強化の方針は、この「10の事項」のうち「1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出」の中項目として「1 アジアのビジネス拠点をつくる」及び「2 発展力のある中小企業をつくる」において以下のように示されている。

中項目	小項目	施策	
1 アジアのビジネス拠点をつくる	国際戦略の推進	グリーンアジア国際戦略総合特区の推進	
	先端成長産業の育成、集積・拠点化		北部九州自動車 150 万台先進生産拠点化の推進
			先端半導体産業の開発拠点化の推進
			バイオテクノロジー関連産業の拠点化の推進
			ロボット関連産業の拠点化の推進
			Ruby ビジネス・コンテンツ産業の拠点化の推進
			環境・エネルギー産業の開発拠点化の推進
	国内外企業誘致の推進		戦略的企業誘致の推進
			海外展開の促進
	観光拠点の形成		九州観光戦略の推進
			福岡県観光戦略の推進
2 発展力のある中小企業をつくる	総合的な中小企業支援	経営基盤の強化	
		金融対策の推進	
		新商品開発・販路拡大の支援	
		技術開発の支援	
		企業間連携の促進	
		ベンチャー企業の育成・支援	
		商店街の活性化	
		地場産業・伝統工芸産業の振興	
		ファッション産業の振興	
		新生活産業の育成・振興	

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 報告書の構成について

「Ⅰ. 総論（意見）」において、包括外部監査全体を通しての意見を記載した。

「Ⅱ. 各論（結果及び意見）」において、個別の商工振興施策についての結果及び意見を記載した。

Ⅰ. 総論（意見）

今回の包括外部監査における指摘・意見に共通する事項や、県の事業実施体制について意見を述べていきたい。

包括外部監査は、真実性、適法性の視点の他に、いわゆる 3E（有効性、効率性、経済性）や公平性といった視点からも監査を実施している。

監査の結果、財務事務手続上の書類に不備はないものの、3E や公平性の視点から事業を適切に実施できているか否か判断できない事業が見受けられた。

県の事業費の構成を見ると直接執行、補助、委託が主な支出費目であり、業務においては、計画策定・事業管理・評価等、管理が主である。

こうした業務の性質上、計画や目標の設定から実績評価や見直しの流れを Plan-Do-Check-Action（以下「PDCA」）サイクルにより適切に循環させていくことが特に重要であると考えられるが、これらが必ずしも適切に実施されていない状況が見受けられたため、総論として記載することとした。

1. 成果指標・目標値の設定について

福岡県は、福岡市を中心とする商業や金融、北九州市を中心とする工業などの産業が集積し、経済活動が活発であり、この地域経済を多くの企業・従業員が支えている。

経済は、県民の雇用・所得に直結し、県民生活と密接に関わるものであるため、行政が果たすべき役割は大きい。

しかしながら、行政は財政健全化という課題を抱えている。将来に対する不安は消費行動に影響を及ぼすため、財政健全化は経済活性化のためにも避けては通れない。

社会保障などの分野と異なり、自由主義経済の我が国において、行政としてどこまで商工振興施策を実施していくべきなのかという判断は非常に難しい。それゆえ、成果の測定が重要となる。

行政の活動の成果は単純に利益で測ることができない。そのため、その評価には適切な成果指標の設定が必要である。

しかしながら、直接的に図ることが困難なものや数値化が難しいものもあり、成果指標の設定は容易ではない。

県では、事業ごとに成果指標を設定し目標管理を行っているが、以下の不備が見受けられた。

① 成果指標の設定が適切でない

PDCA サイクルを回すには計画の達成状況を評価する必要があるが、設定した成果指標では事業の達成度を評価できないものがあった。

具体的には、実施する事業内容と成果指標との因果関係が不明確なもの、実績値の把握が困難なもの、包括的な指標が設定されており各事業のレベルにブレイクダウンされた指標とはなっていないもの、活動指標のみが成果指標となっており事業成果を示す指標となっていないもの、成果指標における目標値と補助事業における事業計画とが不整合なもの等が見受けられた。

目標とする指標の設定に当たっては、実績の評価及び翌年度の具体的な見直しが可能となる指標を採用すべきである。

また、啓発事業等においては、事業の成果を直接的に把握しづらく、成果指標において費用対効果を測定し難い場合がある。そのような場合においては、成果との関連性が合理的に想定される活動指標を定めることも考えられる。

例えば、事業費の積算に当たり想定した事業の実施回数や利用者数を指標として組み合わせることにより、事業 1 回当たりコストや利用者 1 名当たりコストを評価することができる。

② 目標と実績が乖離している

成果指標の目標未達が継続、もしくは大幅な達成が継続しているにもかかわらず、事業の再評価や目標設定の見直しが行われていない事業が見受けられた。

まず、目標と実績との比較分析を適切に実施する必要がある。

分析を実施するにあたっては、目標値の設定が適切か否かを検討する必要がある。当初設定した目標値が、経済状況の変化等により現状での目標値として適切でなければ、適時に見直しを検討すべきである。

これに対して、目標値が適切であるにもかかわらず実績値が目標未達である場合、当該目標値を達成するための改善策を検討すべきである。仮に、目標未達の原因が、利用者のニーズに合致していないものであれば、事業の廃止の可否を検討すべきである。

また、実績値が目標を大幅に達成している場合においては、事業目的が既に達成されている可能性があり、その場合、事業の継続についての判断が必要となる。

いずれにせよ、事業を継続する理由を十分に説明する必要がある。仮に必要な事業であっても、他の関連する事業との優先順位を検討する必要がある。優先度の低い事業は廃止し、優先度の高い事業に転換する柔軟性が求められる。

2. 事業管理及び実績評価について

補助や委託の事業管理において、管理が不十分と思われるものが散見された。

補助要綱に定めた様式に則り、申請や実績報告を受け、形式的には資料が整っているものの、当該資料で実質的に事業管理が行われているのかどうか疑問が持たれるものがあった。

また、補助や委託における実績報告について、計画との対比が困難であったり、活動の状況が不明であったりと、事業評価に活用し難いものが見受けられた。実績報告は、委託・補助事業の実施状況の確認のため求めているものであるが、PDCA の観点からも、積極的に活用すべきである。翌年度以降の改善へつなげるためには、当年度の実績を適切に評価する必要があり、実績報告において明瞭に記載する必要がある。

監査の中では、具体的には以下のような不備が見られた。

① 計画に対応する実績が報告されていない

事業計画に対応する実績が、実績報告で記載されていないものがあった。

計画が適切なものだったとしても、計画された事項に対応する実績を把握できなければ、事業が適切に実行されたのか否かは確認できない。

② 補助事業の事業計画や実績報告において、活動量や規模が明らかになっていない

何をどの程度行うのか把握できなければ、その事業費が適切か否かを判断できない。そのため成果指標のみならず、活動量の目標値を活動指標として設定し、実績の把握を行うべきである。

③ 補助事業における計画・実績資料の入手が不十分

補助事業における交付申請や、実績報告の内容を裏付ける資料の入手について不十分なものが見受けられた。

補助の妥当性の判断や、補助要件の確認等においては、県担当者による目視確認だけでなく、補助金額や仕様、補助要件などを裏付ける証憑を入手し、客観的にもその適切性を判断できるものとするのが望まれる。

④ 補助事業における計画・実績資料の確認が不十分

補助の実績報告として提出された補助事業の決算書によると、補助交付団体のルールと整合していないことが判明したもの、補助事業の決算書が当該補助交付団体全体の決算書と整合していないもの、補助事業における予算と実績とが大幅に乖離しているもの等が見受けられた。

提出された実績報告を適切に検証し、補助交付団体に対する指導を行う必要がある。

⑤ 委託事業における仕様書の記載が不十分

仕様書に活動量や規模の記載がないため、委託内容が適切に履行されたのか否かを判断できないものがあつた。

仕様書においては、業務内容と共に、活動量や規模を明確に定めるべきである。

⑥ 委託事業における事業報告の記載が不十分

仕様書に掲げる業務内容に対応する記載が事業報告にないものがあつた。

事業報告の目的は、事業が適切に実施されたか否かを確認するものであるため、仕様書の要件を満たしているか否かを確認できる報告を求めるべきである。

3. 適切な情報の公表について

公表の必要がある特命随意契約で公表が漏れているものがあつた。情報を公表するとしても、公開される情報が網羅的でなかったり、また誤った数値が公表されたりする可能性もあるため、ガバナンスを確保し、適正な情報の公表が望まれる。

4. 委託先等の選定について

委託先等の選定にあたり、一般競争入札において1者のみが入札者となっているケース、公募型プロポーザル形式を採用しているものの提案を行った会社が1者のみというケース、申込み先の選定にあたり1者の見積りしか徴収していないケースが見受けられた。

これらは、形式的な要件において問題はなかったものの、競争原理を働かせるため、また選定先が適切であることを確認するためにも、複数の入札者・応募者の確保、見積り徴収が望まれる。

5. 県が事務局を務める任意団体について

県では、関係団体とともに協議会や実行委員会等の任意団体を形成し、県や関係団体が当該任意団体に対し負担金を支出し、任意団体において事業を実施しているが、その事務局を県が担っているケースがある。名目上は、県が負担金を交付し、任意団体が負担金を受領しているが、実質的には、県が任意団体の事務局を担っているため、負担金の交付元と受領先が同一となっている。

このような場合、負担金の交付先である任意団体に対するガバナンスが働きにくくなる懸念がある。

監査の中では、帳簿の整理が適時にされていないもの、帳簿が未作成のもの、予算と実績との差異が大きく生じているもの、資金需要に応じた資金計画となっていないもの等の事例が見受けられた。

県が事務局を担う任意団体であったとしても、外部の団体に求めるものと同じ水準の資料の作成や、客観的な視点による実施状況のモニタリングが必要である。

II. 各論（結果及び意見）

1. 結果及び意見の概要

（1）指摘・意見の区分

監査により検出された事項について、以下の観点から総合的に判断し、指摘と意見とに区分している。

区分	内容
指摘	短期的に是正措置を講ずる必要がある事項 誤り・不当・不正なもの
意見	長期的に改善すべき事項 誤り・不当・不正のうち軽微なもの 有効性・効率性・経済性の視点からの提言

（2）部署別 指摘・意見件数

<監査対象期間である平成 27 年度組織の区分にて記載する。>

部	課	指摘	意見
県商工部	[1] 商工政策課	1	3 (1)
	[2] 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む） <H28 年度：中小企業振興課、新事業支援課>	1	32 (6)
	[3] 中小企業技術振興課	1 (1)	8 (2)
	[4] 新産業振興課	2 (2)	9 (2)
	[5] 工業保安課	—	1
	[6] 企業立地課	—	10 (3)
	[7] 観光・物産振興課 <H28 年度：観光政策課、観光振興課>	7 (5)	8 (2)
財政的 援助団体	[8] 福岡県中小企業振興センター	—	5 (1)
合計		12 (8)	76 (17)

() は平成 27 年度で事業が終了したため改善対応ができない項目、又は既に改善済み、改善予定の項目に係る件数で内数

2. 代表的な指摘及び意見

指摘及び意見には一定の傾向があり、その中でも代表的なものを以下に記載する。

[1] 商工政策課

3. グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業費

① 補助事業における資料確認等について【意見】

当補助金の状況を確認したところ、以下の事例が見られた。

ア. 変更申請の基準について

ある補助事業者の実績は、計画に比べ事業費総額が 12 百万円 (26.2%) 減少しているものの、変更申請は行われていなかった。

当事業の補助金交付要綱において、事業の内容を変更しようとするときは、変更申請を要すると定めている。ただし、事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさないと知事が認めた場合はこの限りではないとしている。

しかしながら、当該要綱においては、当該変更が細部の変更か否かについては明確な基準がないため、変動額や変動率等を用いた一定の基準を設けることが望まれる。

設備名	数量	取得価額	用途
<計画>			
450Ton 射出成型機	1 台	28,300,000 円	部品製造の成形機
成形機付帯設備	1 式	17,160,000 円	精度維持用付帯設備
設備設置工事費	1 式	3,200,000 円	設置費用
合計		48,660,000 円	
<実績>			
350Ton 射出成型機	1 台	18,380,000 円	部品製造の成形機
取出機	1 台	3,450,000 円	精度維持用付帯設備
金型温度調節機	3 台	945,000 円	精度維持用付帯設備
除湿熱風乾燥器	1 式	1,056,500 円	精度維持用付帯設備
フランジ用インサーター	1 式	12,080,000 円	精度維持用付帯設備
合計		35,911,500 円	
計画と実績との差		▲12,748,500 円	▲26.2%

イ. 固定資産台帳への登載状況を確認する資料の未入手

当補助金の交付対象は減価償却資産に限られており、そのため実績報告において、固定資産台帳への登載状況を確認している。

しかしながら、固定資産台帳が入手されていないものがあつた。補助要件の確認においては証憑を入手し、客観的にも確認できるものとするのが望まれる。

ウ. 見積書の入手について

本来、交付申請の段階で見積りを徴収し、当該見積に基づき申請を行うはずである。

また、交付決定においては、金額や仕様を確認し、その妥当性を確認する必要がある。

しかしながら、申請以前に見積書が発行されているにもかかわらず見積書と計画書の金額に乖離があるもの、交付申請時には添付されず実績報告において初めて添付されているもの、契約直前に見積りを徴収しているもの等が見受けられた。

補助金の交付事務については、資料の確認等、審査手続きを適切に行う必要がある。

6. 海外駐在員語学研修費

① 研修受講先の選定について【意見】

当該語学研修の受講先について、ビジネス分野を得意とする通訳・翻訳会社であり、海外駐在員としての業務に十分な語学レベルを達成することができることを理由に複数者から見積りを徴収することなく選定している。確かに選定した受講先が、受講目的を達成できることは理解できる。しかしながら、同様の研修を実施している団体は他にも存在するため、複数者からの見積りを徴収し受講先を選定することが望まれる。

なお、平成 28 年度の実施にあたっては、複数者から見積りを徴収して受講先選定を行っていることを申し添える。

【2】 中小企業振興課（福岡県信用保証協会含む）

1. 中小企業振興資金融資費及び中小企業振興資金等損失補償費

① 県から金融機関への預託金のあり方について（中小企業振興課）【意見】

県は、中小企業の円滑な資金調達のため、金融機関へ融資実行のための原資を預託している。近年の状況を見ると、県制度融資の新規融資金額は減少傾向にあるため、融資実行のための原資を前もって金融機関へ預託することの必要性や預託金額の水準について、毎年度検討する必要がある。

まず、預託金額の必要性については、中小企業が信用保証協会の保証を付与された融資を求めるか否かによるものと考えられる。近年の推移を見ると、平成 20 年度のリーマンシ

ショック以降の経済不安に伴う緊急保証制度(平成20年10月31日～平成23年3月31日)、中小企業円滑化法の施行(平成21年12月4日～平成25年3月31日)により、県制度融資の需要が高まったが、その後の信用保証協会の保証債務残高は減少傾向にある。また、市場金利が近年低下していることにより、保証料の支払を伴う当融資制度が敬遠されている影響もあるかもしれない。

しかしながら、現在の融資制度の利用状況(保証債務残高等)は、リーマンショック以前に比較すれば、依然として高い水準にある。したがって、融資実行のための原資を金融機関へ預託することの必要性は依然としてある一方で、県から金融機関への預託金額の水準が適正水準であるか否かを検討することが、県の予算制度の効率性を担保することになるものとする。

平成27年度における中小企業振興資金融資の預託額と融資実績の状況は以下のとおりである。

【平成27年度中小企業振興資金融資】

(単位：千円)

制度名	預託額	全体融資枠 (融資目標額)	融資実績	
			件数	金額
小規模事業者振興資金	1,332,000	7,908,000	2,568	6,839,817
長期経営安定資金	45,607,000	302,655,000	18,807	156,826,920
短期運転資金	832,000	5,676,000	696	4,973,448
新規創業資金	636,000	2,664,000	660	1,784,958
経営革新支援資金	837,000	4,471,000	268	1,435,610
緊急経済対策資金	58,287,000	365,432,000	13,340	153,536,617
自動車産業振興資金	21,000	57,000	8	80,860
経営改善借換資金	28,000	154,000	2	22,467
同和地区中小企業対策資金	0	1,000	0	0
アジアビジネス展開支援資金	35,000	120,000	20	296,098
合計	107,615,000	689,138,000	36,369	325,796,795

上表によると、年度末の融資実績は、全体融資枠(融資目標額)の47%にとどまっている。

また、予算説明資料において、中小企業振興資金融資費の成果指標は「融資金額」(新規融資金額をいう。以下本意見①中において同じ。)を挙げているが、下表によると、実績が目標を達成できていない。平成22年度から平成27年度まで、融資金額は減少しており、平成27年度の目標達成率は26%となっている。

一方、同じ期間において、預託金額は概ね同額を維持している。

【成果指標の達成状況】

(単位：億円)

項目		基準 (H22)	H23	H24	H25	H26	H27
【成果指標】 融資金額	目標	2,653	2,549	2,559	2,637	3,081	3,221
	実績	2,322	2,007	1,731	1,352	911	830
【参考】 預託金額		1,037	1,064	1,069	1,069	1,076	1,076

これは、制度融資の融資枠（新規融資、過年度融資）が、毎年度、中小企業を取り巻く様々なリスクに迅速・円滑に対応できるよう、予めそれらのリスクを見込んで設定されており、当該年度中に経済情勢等に特段大きな変動がなかった場合、結果として融資枠と実績との間にかい離が生じるためである。

また、預託金額については、過年度融資を含む融資枠をもとに算定されており、融資金額のみに関係するものではないことによるものである。

制度融資では、その時々々の経済状況や中小企業の資金繰りの状況に応じた適切な資金供給を目指しており、成果指標の設定には困難な面もあるが、当事業の予算額は商工部予算の大半を占めるものであり、預託金額の算定方法と成果指標との関係性がより明瞭なものとなるよう検討すべきである。

5. 福岡県中小企業団体中央会補助金（福岡県組織化指導費補助金）

① 成果指標の改定について【意見】

当事業の成果指標のうち新規組合設立件数について、目標は平成9年度から平成18年度の10年間の平均設立数が約40件であり、同程度の新規組合設立を目指すことから40件と設定している。これに対し、実績は平成20年度以降目標の50%以下の達成率が続いている。

成果指標		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規組合 設立件数（件）	目標	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	実績	32	31	20	12	12	18	14	9	11	15

県によると、目標未達の原因として、事業者数の減少に加え、中小企業等が連携して事業展開を行う取組みとして、組合設立に限らず、農商工連携や新連携など、様々な形態による活動が増えていることなどが考えられるとのことであった。然らば、当該状況下にお

いて達成可能な目標を設定すべきであり、目標を見直すことが望まれる。

なお、どのような事業形態をとるかは企業側のニーズによるものであるため、成果指標については、平成29年度事業から実態に見合う件数に見直す予定であることを申し添える。

7. 企業経営者等人権啓発事業費

① 成果指標の目標設定について【意見】

当事業は国（九州経済産業局）からの受託事業である。当該事業の委託元である経済産業省においては、成果目標として「セミナー等参加者で非常に人権意識が高まった者の割合を90%以上とする」とし、また、活動指標として「セミナー等の参加者数」としている。これに対して、県の成果指標は「参加者数」となっている。成果指標の達成状況は、平成27年度の目標800人に対して実績は950人と目標値を超過している。

【成果指標の達成状況】

(単位：人)

成果指標		基準 (H18)	H23	H24	H25	H26	目標 (H27)
(セミナー) 参加者数	目標	—	800	800	800	800	800
	実績	656	693	754	812	862	950

県の成果指標は達成しているが、委託元の国の成果目標は「セミナー等参加者で非常に人権意識が高まった者の割合を90%以上とする」であるため、国の成果目標との整合性について検討すべきではないかと思われる。

【セミナーアンケート結果】

質問：今回のセミナーにより、人権にかかる企業の社会的責任に対する意識が深まったか
(単位：人)

回答	合計	百分比	福岡	北九州	筑後	筑豊
非常に深まった	256	39.6%	69	47	94	46
少し深まった	352	54.4%	98	67	106	81
あまり深まらなかった	32	4.9%	7	4	8	13
分からない	7	1.1%	1	3	1	2
計	647	100.0%	175	121	209	142

(出所：平成27年度 企業経営者人権啓発セミナー アンケート集計結果)

8. 中小企業団体組織強化対策費

① 補助対象事業の検討及び成果指標の設定について【意見】

事業の目的は「県内中小企業の高度化・近代化を促進し、経済的地位の向上を図るため、中小企業団体の指導・育成を行う」ことであるが、具体的には何を目標しているのか分かり難い。具体的に事業内容を見ると、当事業は 9 つの補助金により構成されており、多岐にわたっている。

【補助金の種類】

補助金の種類	助成先団体名
① ソフトウェア人材育成事業費補助金	株式会社福岡ソフトウェアセンター
② 情報サービス産業振興事業費補助金	一般社団法人福岡県情報サービス産業協会
③ 火災共済普及振興事業費補助金	福岡県火災共済協同組合
④ 繊維産業振興事業費補助金	福岡県繊維産業協議会
⑤ 建設関連産業振興事業費	福岡県建設関連産業協議会
⑥ 食品産業振興事業費補助金	福岡県食品産業協議会
⑦ 青果食品小売業振興事業費補助金	福岡県青果食品商業協同組合連合会
⑧ 中小企業診断活性化事業費補助金	一般社団法人福岡県中小企業診断士協会
⑨ 機械金属工業振興事業費補助金	一般社団法人福岡県機械金属工業連合会

事業目的に照らし、補助すべき団体が上記 9 団体で良いのか、県から必要性について説明を受けたものの、選定に関する理由が十分とはいえない。定額の補助金を毎年度支給しているが、事業の必要性を毎年度検討し、必要と判断した理由を明らかにすることが望まれる。

また、当事業は成果指標の設定がされていない。理由として、「各団体の事業内容は多岐に渡っており、事業としての定量的評価は困難」と記載されている。補助事業について、成果指標による成果測定を実施しないことは不適切であり、改善することが望まれる。

また、補助金交付申請時には、各団体の事業計画を入手し、実績把握のために実績報告書を手入しているようであるが、その内容は十分とはいえない。

このような状況では、PDCA サイクルが有効に機能しているとは言い難く、県民が納得できる実績報告を求め、県として適切に実績を評価すべきである。そのために、まずは、成果指標を設定することが望まれる。

9-1. 行きたくなる商店街づくり事業費

① 成果指標の設定について【意見】

当事業の目標は、「行きたくなる商店街づくり事業による商店街の再生・活性化」とされている。この目的に関する成果指標は「本事業を活用した商店街等の数」となっており、成果指標が当事業を目標件数だけ利用したか否かで評価される。すなわち当事業は補助事業であるため、補助するだけで目標達成となってしまう。商店街の再生・活性化が目標ならば、補助金を支給した商店街が企画した再生・活性化に関連する事業等の件数等を指標とすべきである。

なお、県においては、平成 27 年度の途中から、「すべての補助団体がそれぞれ設定する目標値を超えること」を成果指標に加えていることを申し添える。

15. 小規模企業者等設備導入資金貸付事業（高度化資金助成費）

① 利用状況報告書について【意見】

貸付規則第 23 条は貸付金の使途の確認、債務者の経営状況を把握するために、「借主等は償還日の属する事業年度までの間は、各事業年度終了後、二カ月を経過した後において、利用状況報告書及び決算書を知事に提出しなければならない。」と定めている。これに従い、毎期、貸付先から利用状況報告書及び決算書の提出を求めている。

平成 27 年度の利用状況報告書及び決算書の回収状況は以下のとおりである。

	利用状況報告書あり	利用状況報告書なし
決算書あり	31	5
決算書なし	0	6

県では、期限までに提出のなかった貸付先に対して、再三、電話や面会により督促を行ったが、貸付規則に未提出先への罰則などが規定されておらず、強制力がないため、利用状況報告書の回収状況は 42 先中 31 先、決算書の回収状況は 42 先中 36 先であり、利用状況報告書及び決算書が未提出となっている貸付先がある。また、受領状況の管理簿が整備されていないことにより提出状況を網羅的に管理することが困難となっている。管理簿を作成して、利用状況報告書及び決算書を全件徴収するよう努力すべきである。

さらに利用状況報告書別紙にて、貸付を行っている組合の構成員である組合員の一覧表を入手しており、組合の主な償還財源が「組合員からの賦課金」である等、当該組合における今後の償還見込みを判断する上で決算書が重要な要素である場合は、正常償還先か貸付条件変更先かを問わず、また、組合のみならず、組合員の決算書も必要書類として提出を求める場合がある。債権管理のためには、組合員の財務内容を把握する必要があるため、全組合員の決算書を入手することが望まれる。

17. 中小企業総合支援事業費（中小企業総合支援事業費）

① 成果指標について（経営改善フォローアップ事業）【意見】

当該事業は金融機関から返済条件緩和を受ける等により、経営改善計画を策定したものの計画の進捗に問題がある県内中小企業に対し、中小企業診断士等の専門家（「経営改善サポーター」）を派遣し、経営改善計画の実現可能性を高める実行支援を行うことを事業目標としており、当該事業の成果は上記目標が達成されるように設定すべきである。

県では、成果指標として派遣対象企業(社)数を設定している。目標と実績は以下の通りである。

事項名	成果指標		H26	H27
経営改善計画実行支援に係る専門家派遣	派遣対象企業(社)	目標	120	100
		実績	30 (H26.11.21 現在)	

成果指標は上述のように本来、経営改善計画の実現可能性を高める実行支援を行い、収益構造の改善や生産性の向上を図り、自立した中小企業をつくるという事業の目標を達成できるように設定すべきである。しかしながら、現行の成果指標によると、県内中小企業の収益構造の改善、生産性の向上、自立の有無に関わらず、専門家を派遣すること自体が事業の成果として把握されている。経営改善が必要な中小企業にとって専門家の支援を受けることは、それだけで大きな前進ではあるが、専門家の派遣はあくまで上記目標を達成するための手段に過ぎないとも言えるため、事業目標に直結した指標を設定することを検討すべきである。

なお、事業開始が平成 26 年度であり、事業開始からまだ日が浅く、専門家派遣後の中小企業の業況を把握するには多少の時間を要するものと思われる。

20. アジアビジネス訪問団派遣事業費

① 公募型プロポーザルにおける応募者の確保について【意見】

タイへのビジネス訪問団派遣の業務委託先選定は、公募型プロポーザルにより実施されているが、参加は1社のみであった。

提案を行う会社が1社だけでは、企画面・価格面ともに競争原理が働き難い可能性がある。プロポーザル募集にあたっては、関係団体を通じて公募型プロポーザルの実施について周知するなど、複数の応募者を確保できるよう努力しているとのことであるが、引き続き複数応募者の確保に努めていくことが望まれる。

なお、ベトナムについては複数者が参加して公募型プロポーザルが実施されていた。また、台湾については、複数者から見積を徴収する形式で選定されていた。

【3】中小企業技術振興課

1. 研究費（JKA 補助）

① 入札について【意見】

本事業による機械の取得は一般競争入札によって行われ、1者しか入札がなかった。

競争原理を働かせることにより、経済合理性の高い機械を取得するために多くの入札者を確保することが望まれる。県は機種選定段階において、落札者以外にも4者の機械取扱業者を把握している。しかしながら福岡県公報による公示以外の説明会の開催等入札者を確保する方策を行っていなかった。今後、より入札者を確保する手段を実施する必要があると思われる。

12. 成長産業雇用創出事業費

① 特命随意契約の公表について【指摘】

次世代自動車デジタルエンジニアリング講座、次世代自動車ものづくり講座において特命随意契約を締結している。

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱 第4章 公表 第11条」より、「所属

長は、一者から見積書を徴して行う随意契約（特命随意契約）のうち、政令 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による契約においては、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。

しかしながら、当該特命随意契約については公表されていなかった。規定を順守し、公表する必要がある。

なお、当該事項について、監査実施期間中に公表が行われていること、また平成 28 年度の後継事業（ものづくり中核人材育成事業）では、規定に従い契約締結後の平成 28 年 4 月に公表が行われていることを申し添える。

1 3. 地域研究基盤整備推進費

① 補助事業における事業計画及び実績報告書の記載について【意見】

福岡県南地域産業振興事業費補助事業に関して、補助金交付申請書における事業計画について、実施内容の記載はあるものの、その活動量や規模は明らかにされていない。また、実績報告書においても同様である。

前年度における活動実績や聞き取り、他資料等において事業が適切に実施されていることを確認できるとしても、補助金交付申請手続及び実績報告手続を形骸化させないため、活動量や規模について事業計画や実績報告に適切に記載することが望まれる。

[4] 新産業振興課

1. Ruby ビジネス・コンテンツ産業振興費

① 成果指標について【意見】

当事業において、Ruby 開発企業数およびコンテンツリーディング企業数（売上高が 1 億円以上の企業）という包括的な指標のみが成果指標として設定されている。

当成果指標は事業目的と関連性が強く、事業の活動の全体の効果を測る指標として有用である。しかしながら、それだけでは各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。

例えば、ビジネスマッチングを目的とした活動ならばマッチング件数、フォーラムの開催、勉強会であれば参加者数や理解度・満足度等、各活動で成果測定方法を設定する必要がある。そのうえで目標と実績との比較および原因分析を行い、翌年度以降にフィードバックを行う必要がある。またこのように各活動レベルで成果指標を定めることは、包括的な成果指標の目標と実績の差の原因が、どの活動にあるかを把握でき有用である。

6. 社会システム実証センター事業費

① 収支予算書について【意見】

本事業における収支予算書において、利用料収入予算額として 76,956 千円が計上されているが、実績額は 17,312 千円となっており予算額の 4分の1にも満たない。また平成 26 年度も利用料予算額は 70,690 千円、実績額は 14,733 千円であり予算額の 4分の1にも満たず、予算額と実績額とが大きく乖離する状況が続いている。

県によると、収入実績額が予算額より減少しているのはセンター利用の需要が少ないため、収入が確保できない分、支出も削減しているとのことである。

補助要綱によると、県は交付申請書を受領する際に収支予算書も受領し、内容を審査し、適当と認めるときに補助金の交付を決定することとなっている。県としては現実に即した収支予算書の作成を交付先へ求めるべきである。

11. 医療・福祉機器関連産業振興費

① 成果指標について【意見】

当事業の成果指標の一つとして、「ふくおか医療福祉関連機器等開発・実証ネットワーク」会員数を挙げている。

成果指標	年度	H26	H27	H28	H29	H30
会員数（人）	目標	100	110	120	130	140
	実績	180	258			

平成 30 年度の目標を事業初年度の平成 26 年度に達成しているため、目標が過少でなかったかどうか、また、今後も成果指標として設定する必要があるのか否かを検討する必要

がある。

なお、当事業の平成29年度以降の目標値は適正な値に見直されていることを申し添える。

〔7〕観光・物産振興課

4. 地場産業振興事業費

① 実績報告について【意見】

大川インテリア産業新事業促進事業（3,000千円）は、一般財団法人大川インテリア振興センターが、大川インテリア産業の再生に寄与する新事業を積極的に実施する企業に対して支援を行っており、事業費の一部（1/2）を補助している。

実績報告では、対象事業に係る支出内訳、事業内容を記載した報告書があるのみである。報告書では、事業目的、事業概要、事業成果、今後の展開が記載されているが、当事業の目的である「大川インテリア産業新事業促進事業により、家具ブランド創出に向け新事業への取り組みを意欲的に行っている企業のさらなる成長を支援する」という目的と直接関連する報告はなされていない。

この点につき確認したところ、補助団体である大川インテリア振興センターに対して、成果の記載を求めてきたが、報告はなされておらず徹底されていないとのことであった。

事業として支出した金額がどのような成果を発揮し目標の達成に繋がったかを把握しなければ、次年度以降の発展に活かすことができないため、補助事業の成果報告を徹底させる必要がある。

14. 炭鉱・産業革命遺産ブランド化推進事業

① 事業目標について【意見】

事業説明資料には、以下の成果指標が設定されている。

【県計画・成果指標等】

成果指標	H22	目標（H28）
県内延べ宿泊客数	1,246万人	1,500万人

〔指標の考え方〕

福岡県総合計画に掲載されている目標値に向けて、本県観光の振興と地域の活性化を図り、県内への宿泊客数および入り込み客数増加を目指す。

当事業のねらい・目的は、世界遺産登録資産と炭鉱関連観光資源を結ぶ戦略的なプロモーションを展開し、観光客増大を実現、伝統工芸、インテリア、酒蔵など本県が誇る産業を観光資源として確立し、地場製品の販売拡大を実現である。

これらを達成する為の事業内容は、(1)炭鉱・産業革命遺産ブランド化による事業(23,308千円：暫定予算金額)として、①産業観光テーマ別専門ガイド育成(5,290千円：暫定予算)、②産業革命遺産・炭鉱遺産の拡張現実ソフトの開発(16,020千円：暫定予算)、③工房を巡る有償体験プログラム開発(1,998千円：暫定予算)、(2)広域連携による関門地域ブランド化推進事業(450千円：暫定予算)となっている。

しかしながら、成果指標として用いられているのは県内延べ宿泊客数である。県内延べ宿泊客数は決して当事業の結果として県内に宿泊した方だけではなく他の理由で宿泊されることも考えられる。指標を県内延べ宿泊客数とすると、指標の概念が大きくなり過ぎ、事業へ支出した成果を図るための指標としては適切ではない。

例えば、産業観光テーマ別の専門ガイド育成数や工房を巡る有償体験プログラムの開発数等の指標を採用し、PDCAサイクルの適正化を図るべきである。

19-2. 福岡県観光人材育成支援事業費（「行きたいフクオカ!」観光魅力発信費）

① 委託仕様書について【指摘】

事業を委託する際、委託仕様書に基づいて委託事業が実施される。仕様書に具体的な内容が記載されて初めて、予算と実績との比較が可能となる。しかしながら、当事業については、委託仕様書には概要のみ記載がされており、具体的な指示は明記されていない。そのため、予実比較が困難であり、適切なPDCAサイクルの実施ができない。適切な事業遂行及び予実管理のためにも、委託仕様書は詳細に作成する必要がある。

ただし、本事業においては、委託契約締結後に県担当者と委託先事業担当者間で頻繁に打合せが行われている。打合せの結果について、正式な書面として残しておくことによって、予実管理が可能となる。

[8] 公益財団法人福岡県中小企業振興センター

1. 中小企業総合支援事業補助金

② 図書の購入について（北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業）【意見】

平成 27 年度において、当事業に関する書籍及び教育用 DVD の取得費として図書費 1,740 千円が計上されており、885 千円が書籍の購入に充てられている。このうち約 46%に相当する 412 千円の書籍の検収日が平成 28 年 3 月 30 日となっている。

当該書籍の取得目的は、自動車産業アドバイザーによる地場企業の新規受注のためのマッチング支援等、事業実施に必要なためとなっている。しかしながら、平成 27 年度においては、検収日も含めても 2 日しかなく、十分に有効活用されていたかどうかは疑問が残る。

適宜、必要な書籍を購入し、事業の実施に役立てるべきである。